

標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正 平成三十一年 国土交通省告示第三百二十一号

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 運送業務等
- 第一節 通則（第三条～第五条）
- 第二節 引受け（第六条～第十五条）
- 第三節 積付け、積込み又は取卸し（第十六条）
- 第四節 貨物の受取及び引渡し（第十七条～第二十四条）
- 第五節 指図（第二十五条・第二十六条）
- 第六節 事故（第二十七条～第二十九条）
- 第七節 連絡及び料金（第三十条～第三十七条）
- 第八節 責任（第三十八条～第五十一条）
- 第九節 連絡運輸（第五十二条～第五十九条）
- 第三章 附帯業務（第六十条～第六十二条）

第一章 総則

（事業の種類）

- 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
- 2 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
- 3 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。
- 4 当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

- 当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めない事項については、法令又は一般的慣習によります。
- 2 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることができます。

第二章 運送業務等

第一節 受付日時

- 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。
- 2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。
- （運送の順序）

- 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他の正当な事由がある場合は、この限りではありません。

（引渡し期間）

- 当店の貨物の引渡し期間は、次の日数を合算した期間とします。
- 一 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日
- 二 輸送期間 重量及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。
- 三 集配期間 集荷及び配達をする場合にあっては各一日

- 2 前項の規定による引渡し期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延長とします。

第二節 引受け

（貨物の種類及び性質の確認）

- 当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることができます。
- 2 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が通知したことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。

- 3 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。

- 4 当店が、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

（引受け拒絶）

- 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することができます。
- 一 当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。
- 二 申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

- 三 当該運送に適する設備がないとき。

- 四 当該運送に間に、申込から特別の負担を求められたとき。

- 五 当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

- 六 天災その他やむを得ない事由があるとき。

- （送り状等）

- 当店は、次の事項を記載した送り状を、一口ごとに交付しなければなりません。ただし、個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第三十条第二項において同じ。）が荷送人である場合であって、当店がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。

- 一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

- 二 集荷及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。）

- 三 運送の扱種別

- 四 運賃、料金（第三十二条に規定する積込料及び取卸料、第三十三条に規定する待機時間料、第六十条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他その支払に関する事項

- 五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

- 六 高価品については、貨物の種類及び価額

- 七 貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨

- 八 第六十一条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

- 九 連絡保険に付することを委託するときは、その旨

- 十 その他の貨物の運送に間に必要な事項

- 11 荷送人は、送り状の交付に代えて、運送人の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合においては、荷送人は、送り状を交付したものとみなします。

- 2 荷送人は、当店が第一項の送り状の交付の必要がないと認めたときは、当店に第一項各号に掲げる事項を通知しなければなりません。

- （高価品及び貴重品）

- 第九条 この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

- 一 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タンクステンなどの他の希金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品

- 二 美術品及び骨董品

- 三 容器及び内装りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）

- 2 前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これとします。

- 3 この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

- （運送の扱種別等不明な場合）

- 第十条 当店は、荷送人が運送の申込みをするに当たり、運送の扱種別その他その貨物の運送に間に必要な事項を明示しなかった場合は、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送をします。

- （荷造り）

- 第十二条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

- 2 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

- 3 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないことを認め、かつ、荷送人が書面にて荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることとあります。

- （外装表示）

- 第十二条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りではありません。

- 一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

- 二 品名

- 三 個数

- 四 その他運送の取扱いに必要な事項

- 2 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

- （動物等の運送）

- 第十三条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げる事項を請求することができます。

- 一 当店において、集荷、持込み又は受取の日時を指定すること。

- 2 当該貨物の運送につき、付添人を付すること。

- （危険品についての特則）

- 第十四条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨を当該貨物の外部の見やし箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

- （連絡運輸又は利用運送）

- 第十五条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することができます。

- （荷造り）

- 第十六条 荷造りは、当店の責任においてこれを行います。

- 2 当店は、荷物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店の責任においてこれを行います。

- 3 シート、ロープ、建木、台車、充てん物その他の道具用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

- （荷物の受取及び引渡し）

- 第十七条 荷物の積込み又は取卸し

- （積付け、積込み又は取卸し）

- 第十六条 荷物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

- 2 当店は、荷物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店の責任においてこれを行います。

- 3 シート、ロープ、建木、台車、充てん物その他の道具用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

- （積付け、積込み又は取卸し）

- <ul style="list-style-type: none